駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務に係る契約変更について(案)

平成26年2月 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

1 駐留軍等労働者労務管理機構について

駐留軍等労働者労務管理機構は、在日米軍施設で働く駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を実施しており、これらの業務を的確に遂行するため、従業員管理システム、共通情報システム等の情報システムを活用している。

この情報システムの運用管理業務については、公共サービス改革基本方針に基づき 民間競争入札を実施することとされ、平成22年度から民間事業者に委託している。

- ○第1期:平成22年4月1日~平成23年 3月31日(1年間)
- ○第2期:平成23年4月1日~平成26年12月31日(3年9か月間)

2 契約期間変更の必要性

当機構における情報システムの運用管理業務の委託期間の終期は、現行従業員管理システム(以下「現行システム」という。)機器のリース・保守期間の終期に合わせており、平成26年12月31日までとなっている。

現行システムは、平成12年度から運用を開始し、これまで2回の機器の更新を行っており、工期については12か月程度、経費については中期計画予算の範囲内で実施してきた。今般の機器の更新に当たっても、同様の工期と経費での実施を考えていたが、その準備を進める過程において、現行システム上で稼働しているプログラムを次期システムで導入する予定のOS上で動作させるためには、プログラムを新たに作り直すような大規模な再構築を行う必要が生じたことから、その工期と所要経費確保の都合上、開発期間が平成26年4月以降の契約日から平成27年6月30日までとなった。

これに伴い、現行システム機器のリース・保守期間の終期を6か月延長し、平成27年6月30日まで使用する必要が生じた。

本件運用管理業務の委託期間の終期は、現行システム機器のリース・保守期間の終期に合わせていることから、その契約期間を変更(6か月延長)することとしたい。

3 主な契約変更の概要

【委託期間の終期】

平成26年12月31日を平成27年6月30日に変更 (変更前)委託期間平成23年4月1日から<u>平成26年12月31日</u>まで (変更後)委託期間平成23年4月1日から平成27年6月30日まで

【契約変更の時期】

官民競争入札等監理委員会での了承後速やかに

契約変更に係るスケジュール

	平成25年度					平成26年度								平成27年度以降										
	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月	4月 5月	6月 7月	8月	9月 10月	11月	12月	1月	2月 3.	月 4月	∮ 5	月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
現 行	従業員管理システム機器 リース・保守契約 (平成22年1月~平成26年12月 5年)										機器リース・保守契約 6か月延長 (平成27年1月~6月)													
	運用管理業務契約 (平成23年4月~平成26年12月 3年9か月)										運用管理業務契約 6か月延長 (平成27年1月~6月)													
		従業員管理システム (平成26年4月~平成27年																						
次 期												機器リース・保守契約 (平成27年4月~平成31年3月 試験稼働 本稼働 本稼働 運用管理業務 (平成27年7月~平 4年9か月						務契約 平成3	ঠ					